

国際課税中級講座 開催のお知らせ

国際課税の基礎を一度は勉強されたという方向けの実力養成講座です。

本講座は、国際税務全般の中から、比較的問題となりやすい事項を、事例形式で解説するもの(5回シリーズ)です。今後の国際税務全般のステップアップを考えている方に最適の講座です。

<日時>

11月1日(木)、11月8日(木)、11月15日(木)、
11月22日(木)、11月29日(木)

午後5時30分～8時

<場所>

日本工業倶楽部 4階第4会議室/3階中ホール
(千代田区丸の内1-4-6)

<講師>

青山学院大学大学院教授
佐藤 正勝 氏

財務省、国税庁等に約20年勤務後、亜細亜大学教授、UC Berkeley, School of Law 客員研究員、2005年より現職。中央大学大学院、税務大学の講師を兼任。

受講料：【租研会員料金】 1名につき全5回分で 20,000円(テキスト代込)

☆ 会員サービスの一環として同種社外講座に比し、圧倒的にリーズナブル！

申込締切： 平成30年10月19日(金) 但し定員になり次第締め切らせていただきます。

【中級講座の内容】

BEPS 勧告後、各国政府は、国内法を改正し、租税条約、多国間協定(MLI)を締結する動きに移行しています。日本政府も、移転価格文書化(平成28年度)、タックス・ハイブン対策税制の改正(平成29、30年度)、恒久的施設(PE)の改正(平成30年)、租税条約の締結、MLIの承認手続の進行といった対応をしてくれています。今回講座では、例えばPEについてなされた日本の国内法の改正内容を解説しますが、各国も日本のPEと同じような定義を早晚導入することが予定されます。他方、BEPS 勧告時に検討未了であった課税問題(例：無形資産に係る移転価格問題、利益分割法、義務的開示問題など)は、いまなお、検討が続けられており、その一部は、すでに報告書が公表されています。これらは、今後、日本はもちろん日本企業の進出先たる外国の国内法にも導入されることが予定されますので、関心をもたざるを得ません。そこで、本講座では、国際課税の分野における最近の動きを分かりやすく解説し、最低限の知識をアップデートすることを目的としています。ぜひご参加下さい。

第1回 日本国内法のPEの定義の全面的改正—この定義が、今後の世界標準となる！—

第2回 タックス・ハイブン対策税制の改正—改正内容・デンソー事件最高裁判決の影響とは？—

第3回 移転価格税制・事務運営指針の改正—文書化、APA、役務提供5%、国税局の会社訪問—

第4回 その他の国際課税問題—典型的租税回避事例・日本企業が外国で受けている課税問題の現状—

第5回 世界と日本での今後の動き—移転価格課税、アーニング・ストリップング税制、義務的開示、MLI等—

参加ご希望の方は別紙申込書にご記入の上、租研事務局へご返送願います。

お申込みいただいた方には受講料振込についてのご案内をご郵送させていただきます(テキストは、当日会場でお渡しいたします)。この場合、恐縮でございますが、①お振込みは10月29日(月)まで、②振込手数料は貴社にてご負担下さいませようお願い申し上げます。

なお、個人会員の皆様の場合、ご本人1名のみ(代理も可能)会員料金適用となり、2人目より非会員受講料(50,000円)を申し受けます。

<別紙>

公益社団法人日本租税研究協会

E-mail: j-tax-as@soken.or.jp

FAX No: 03-6206-3947 行

国際課税中級講座申込書

貴社名 :

ご所属 :

フリガナ

貴名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

ご住所 〒

(請求書送付先) :
